第 3 次
つるぎ町男女共同参画基本計画

令和4年４月
つ る ぎ 町

はじめに

つるぎ町は、平成28年3月に「第2次つるぎ町総合振興計画」を策定し、「終の棲家を実感できるまち」の実現を目指し、これまで様々な施策を展開してまいりました。

近年では、人口減少と少子高齢化が加速していくなかで、新型コロナウイルス感染症拡大による人流の抑制や経済の停滞など、かつてないほどの障壁に直面しています。

国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、同法に基づく男女共同参画基本計画や、平成27年に成立した「女性活躍推進法」等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）、平成30年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定といった様々な施策を推進してきました。その結果、社会全体で女性活躍をはじめとする環境の整備が徐々に拡充してきていると言えます。しかし現状を見ると、男性中心型労働慣行が依然として残っており、女性が健康的に活躍できる社会とは言い難い状況です。また男女の仕事と生活のバランスにおける考え方や、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流等、我々を取り巻く環境はさらに変化してきています。それらの課題を解決していくため、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されたところです。

このような情勢のなか、つるぎ町が目指す「終の棲家を実感できるまち」を展開していくために、私たち地域住民には、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる社会、男女の人権が等しく尊重される男女共同参画のまちづくりが求められています。

そこで、男性も女性もセクシャルマイノリティの方も、一人ひとりの人権や価値観が尊重され、生き生きと暮らすことができ、その個性と能力をますます発揮できる社会の実現のため「第3次つるぎ町男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画に基づき、性別に関わらず一人ひとりが支え合いながら、お互いの幸せを追求することができる社会の実現に向けて、家庭・職場・学校・地域などあらゆる分野において住民の皆様と手を携えながら、各施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査などご協力いただきました住民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和4年4月

つるぎ町長　兼　西　　茂

目　　次

第１章　計画策定の趣旨

Ⅰ　策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
Ⅱ　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
Ⅲ　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
Ⅳ　進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第２章　目標及び基本施策

Ⅰ　目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
Ⅱ　基本施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
Ⅲ　計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第３章　主要施策と施策の方針

1　人権の尊重と男女平等の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2　男女共同参画への意識改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3　政策・方針決定過程等への参画拡大 ・・・・・・・・・・・・・・ 11
4　男女共同参画に向けた環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 12
5　男女平等を侵害する暴力の根絶 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
6　女性の活躍推進の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
7　推進体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

参　考

住民意識調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
男女共同参画社会基本法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ・・・・ 26
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・・・・・・・ 36
徳島県男女共同参画推進条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第１章　計画策定の趣旨

Ⅰ　策定の背景

1　国際社会・国の動向

国際連合は 1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め、これに続く 10 年間を「国連婦人の 10 年」と位置づけ、1979 年（昭和 54 年）の国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択するなど、女性の地位向上のための様々な運動に取り組みました。また、1995 年（平成 7 年）の第 4 回世界女性会議では「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、「女性に対する暴力」「女性の人権」「意思決定過程への女性の参画」など、男女平等の達成に向け各国政府が取り組むべき重要課題を定めるなど、様々な運動が展開されてきました。

このような国際社会の取組や、法の下の平等を定めた日本国憲法の理念を受け、国は 1977 年（昭和 52 年）「国内行動計画」を策定、以来 1999 年（平成 11 年）6 月「男女共同参画社会基本法」の公布・施行など、男女平等の実現に向け積極的に取り組んできました。この男女共同参画社会基本法に基づき、2000 年（平成 12 年）12 月には、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示す「男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定され、以降 2005 年（平成 17 年）に「第 2 次基本計画」、2010 年（平成 22 年）に「第 3 次基本計画」、2015 年（平成 27 年）に「第 4 次基本計画」が策定されました。2020 年（令和 2 年）12 月 25 日には、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層加速させるため「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されています。

また、配偶者からの暴力や職場におけるハラスメント等も多くの人々にかかわる社会問題であり、重大な人権侵害であるという認識の深まりから、2000 年（平成 12 年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、2001 年（平成 13 年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」が施行となりました。配偶者や交際相手からの暴力の抑制と被害者の保護のための制度が拡充されてきています。

働くことを希望する女性が職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組を自ら実施することを促すための枠組みについて定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が 2015 年（平成 27 年）に成立しました。2018 年（平成 30 年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、多くの分野で女性が活躍できる場を充実させることにより、男女がともに仕事と生活を両立でき、全ての人にとって暮らしやすく、持続可能な社会の実現につなげて行く取組が進められています。

2　徳島県の動向

徳島県は、1984 年（昭和 59 年）に女性政策に関する最初の総合計画「徳島県婦人対策総合計画（女性ライブプラン）」を策定して以来、1991 年（平成 3 年）に「徳島県女性対策総合計画（新女性ライブプラン）」を、1997 年（平成 9 年）に「徳島県女性総合計画（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）」を策定し、男女共同参画プラザを設置するなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、2002 年（平成 14 年）から「徳島県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、2003 年（平成 15 年）には、3 年間で早急に取り組むべき主要課題とその推進方策について取りまとめた「とくしま男女共同参画実行プラン」を策定し、積極的に施策を実施してきました。

さらに 2005 年（平成 17 年）、配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け「配

偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定。2007 年（平成 19 年）には「徳島県男女共同参画基本計画」を策定。また、2006 年（平成 18 年）には、男女共同参画の本格的推進拠点「徳島県立男女共同参画交流センター　フレアとくしま（現『徳島県立男女共同参画支援センター　ときわプラザ』）」を開館しました。2012 年（平成 24 年）には、「第 2 次徳島県男女共同参画基本計画」を策定し、2019 年（令和元年）には、県の基本指針である「『未知への挑戦』とくしま行動計画」を策定し、その中の重点戦略の一つとして「ダイバーシティとくしま」を掲げるなど、「男女共同参画立県とくしま」を実現する、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいます。

また、2016 年（平成 28 年）の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を受けて、「女性が輝く徳島づくり」に向けた取組を今後ますます加速していくため、平成 28 年度末で計画期間が終了する「第 2 次基本計画」の改定時期を前倒して、新たな指針となる「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン ～徳島県男女共同参画基本計画（第 3 次）～」を策定。2019 年（令和元年）7 月には、これを一層加速させるために「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン ～徳島県男女共同参画基本計画（第 4 次）～」を策定しました。

3　つるぎ町の方針

つるぎ町は、2016 年（平成 28 年）に「第 2 次つるぎ町総合振興計画」を策定し、老若男女を問わず、つるぎ町に住む一人ひとりが生きがいを持って暮らせる活力ある地域をともに築き、「終の棲家を実感できるまち」の実現を目指しています。

その一環として、男女がともに輝く男女共同参画社会の実現に向け、住民への意識啓発を推進するとともに、政策・方針決定の場への男女共同参画、家庭・学校・地域・職場等における男女平等、女性が仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、DV（ドメスティック・バイオレンス）など女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境整備、防災・環境・まちづくり分野などでの参画の拡大等、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに努めています。

この「第 3 次つるぎ町男女共同参画基本計画（以下「本計画」という。）」は、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど人権を侵害する新たな社会問題が発生している中、つるぎ町としての男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女の人権が等しく尊重される「男女共同参画のまちづくり」を推進するために策定するものです。

Ⅱ　計画の位置づけ

○　本計画は、つるぎ町の将来像である「終の棲家を実感できるまち」の実現を目指す「第 2 次つるぎ町総合振興計画」の部門別計画です。

○　本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項に基づいて定め、この計画の趣旨に沿って施策を推進します。

○　本計画の「男女平等を侵害する暴力の根絶」は、「配偶者暴力防止法（平成 13 年法律第 31 号）」第 2 条の 3 に基づく基本計画として位置づけ、この計画に沿って施策を推進することとします。

○　本計画は、「女性活躍推進法（平成 29 年法律第 14 号）」第 6 条第 2 項の計画に基づく推進計画と位置づけます。

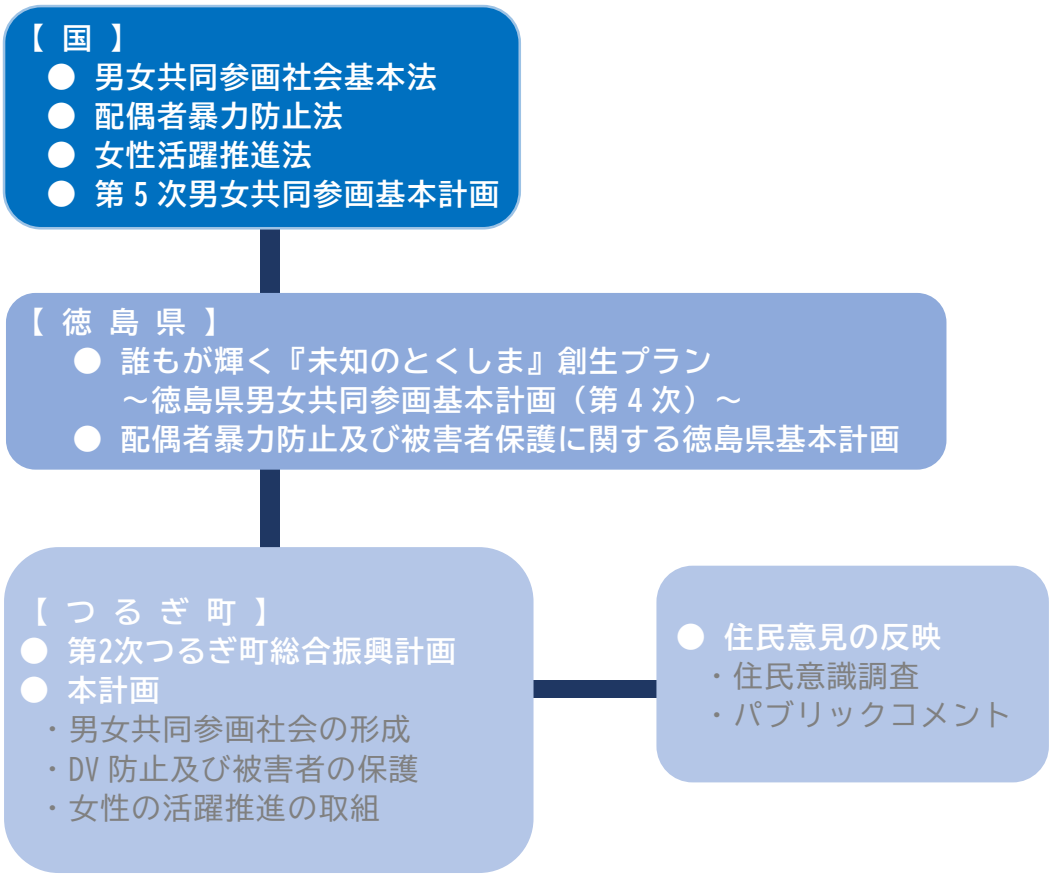

Ⅲ　計画期間

本計画の期間は、2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間とします。社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえ、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。

Ⅳ　進行管理

本計画の推進にあたり、必要に応じてその進捗状況等を公表し、着実な推進を図ります。

第２章　目標及び基本施策

Ⅰ　目標

自立と協働による男女共同参画のまちづくり

Ⅱ　基本施策

本計画は「第 2 次つるぎ町総合振興計画」に基づき、男女が性別に捉われることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、次の項目を基本施策として策定します。

1　人権の尊重と男女平等の確立

男女の人権がお互いに尊重され、固定的な性別の取り扱いを受けない、男女平等社会を目指します。

2　男女共同参画への意識改革

旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消による男女共同参画社会の実現を目指します。

3　政策・方針決定過程等への参画拡大

委員会・審議会等への女性の積極的な登用や、企業や団体における参画拡大の働きかけなどを行い、町政をはじめ企業・団体における女性の参画拡大を進めます。

4　男女共同参画に向けた環境の整備

労働・雇用に関する法律の普及・啓発や、女性の就業支援に努めるとともに、仕事と家庭生活・地域生活との両立に向けた環境の整備を進めます。

5　男女平等を侵害する暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力の根絶と、被害者に対する支援体制の整備に努めます。

6　女性の活躍推進の取組

女性が活躍できる場を充実させ、男女がともに仕事と生活を両立できる持続可能な社会づくりを目指します。

Ⅲ　計画の体系

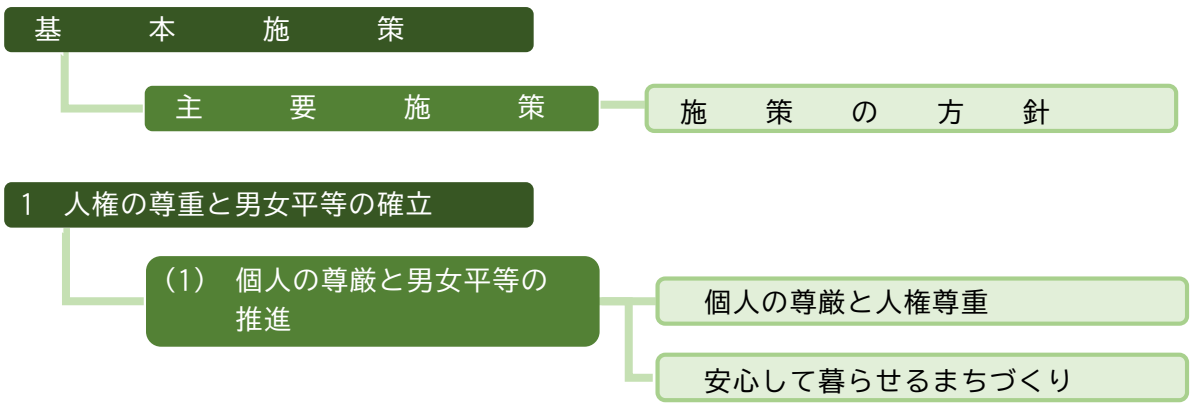

- 2　男女共同参画への意識改革
  - （2）男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
    - 職場・家庭・地域等での慣行の見直し
  - （3）　男女共同参画意識の啓発
    - 情報の収集と提供の充実
    - 学校・家庭等における男女共同参画教育の推進
- 3　政策・方針決定過程等への参画拡大
  - （4）　政策・方針決定過程への女性の参画の促進
    - 審議会委員等への女性の参画の促進
    - 女性の人材育成と研修の充実
- 4　男女共同参画に向けた環境の整備
  - （5）　家庭・地域生活等と職業生活の両立
    - 仕事と家庭を両立できる環境づくり
    - 家庭生活・地域社会への男女共同参画の促進
  - （6）就業の分野における男女共同参画
    - 雇用の分野における男女共同参画
    - 農山村における男女共同参画
  - （7）国際化社会における体制づくり
    - 国際化に対応した地域づくり
- 5　男女平等を侵害する暴力の根絶
  - （8）人権尊重の視点に立った暴力を許さない社会の形成
    - 暴力根絶への広報・啓発活動
  - （9）　相談体制と支援への整備
    - 相談体制と支援づくり
  - （10）関係機関等との連携
    - 関係機関との連携づくり
- 6　女性の活躍推進の取組
  - （11）女性が活躍できる社会
    - 女性が活躍できる社会づくり
- 7　推進体制の整備
  - （12）推進体制の整備
    - 推進体制の整備

第３章　主要施策と施策の方針

1　人権の尊重と男女平等の確立

主要施策　（1）個人の尊厳と男女平等の推進

超高齢社会をむかえ、急激に少子高齢化が進むつるぎ町にとって「生きがいのある暮らしと活力ある地域づくり」の実現には、男女共同参画社会の形成が不可欠です。この男女共同参画社会の実現の基本となるのは、誰もが生まれながらにしてもっている一人ひとりの権利、人権の尊重です。

本計画の策定資料として 2021 年（令和 3 年）12 月に住民意識調査を実施しました。無作為抽出による男性 250 人、女性 250 人、合計 500 人の方にアンケートを郵送し、196 人の方からご回答いただきました。

住民意識調査「男女の地位は平等になっていると思いますか」（図 1）との問いに、『社会全体』では「平等」になっていると回答した方が 14.4%いる一方で、「男性のほうが非常に優遇されている」「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」と回答した方が 79.4%を占め、「女性のほうが非常に優遇されている」「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」と回答した方は 2.1%という結果となりました。『社会通念・慣習・しきたり』でも 79.0%の人が「男性が優遇されている」と感じています。まだまだ家庭や職場、社会通念・慣習・しきたりでは、男性が優遇されていると感じている方が非常に多いという結果となっています。

しかし、『学校教育』については「平等」と回答した方が 71.2%を占めるなど、少しではありますが、男性優遇社会改善の兆しが見えつつあります。

（図 1）「あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか」
（全体・単位：%）

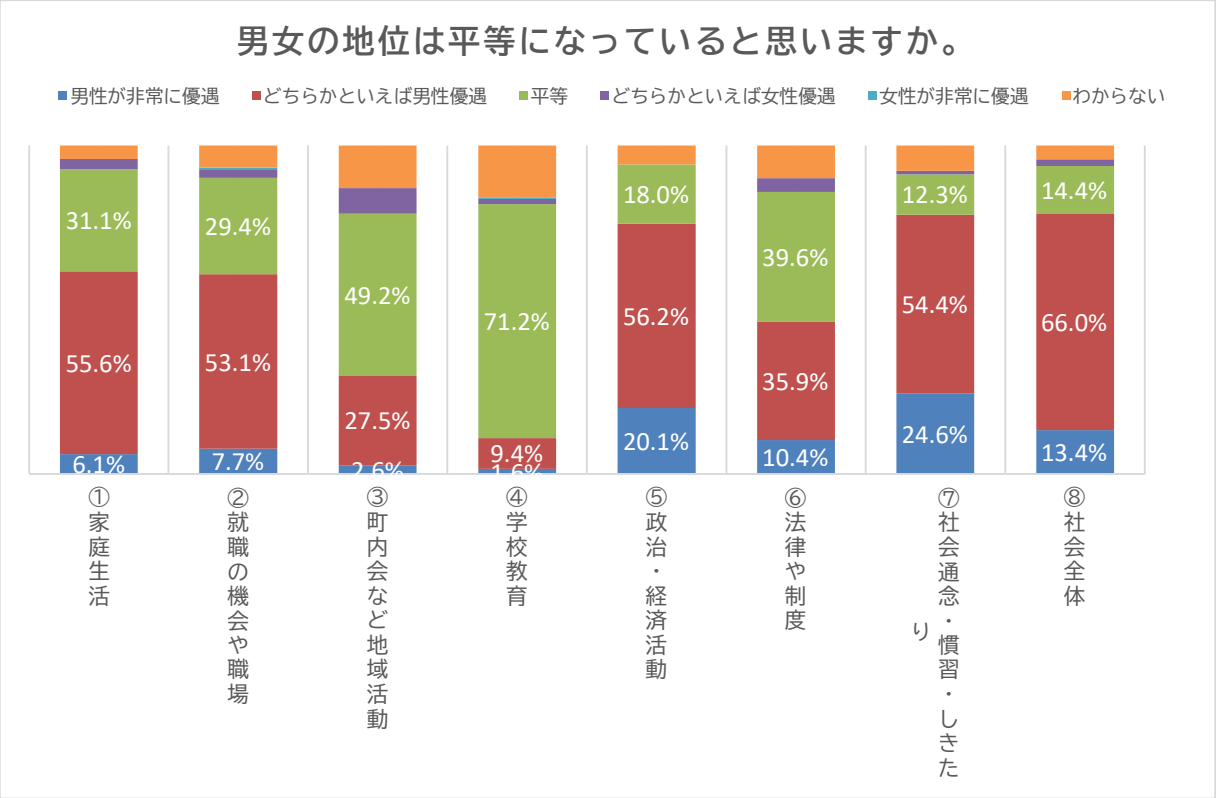

図 2 によると、男性よりも女性の方が「男性のほうが優遇されている」と多く感じているという結果があらわれています。しかし『就職の機会や職場』や『家庭生活』については、女性でも「平等」と感じている方が各年代 2～3 割程度はいることが伺えます。これらのことから、社会全体で課題に取り組んできた結果が、徐々にではありますが、あらわれてきていると言えます。

個人の尊厳と男女平等の推進のために、つるぎ町では一人ひとりの人権に関する啓発に一層努め、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いながら、家庭・地域・職場など、社会のあらゆる場において、個性と能力が十分に発揮できる社会、お互いに平等で思いやりあるまちづくりに努めていきます。

また、豊かで充実した生活を送るためには、健康で安心して暮らせることが大切です。男女が常に思いやりの心を持ち、お互いの健康へ配慮し、知識や情報を得ながら心と身体の健康管理を行えるよう努めていきます。

（図 2）「あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか」
男女・年齢別の回答の一部　　（全体・単位：%）

（男性の回答）

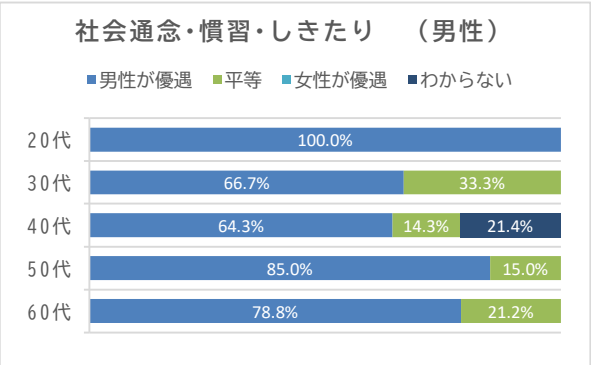

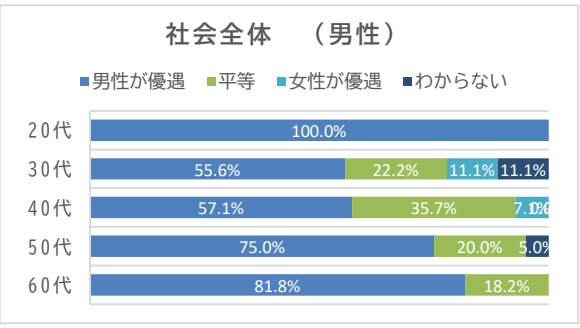

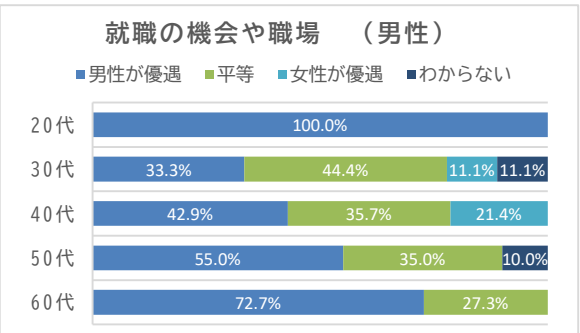

（女性の回答）

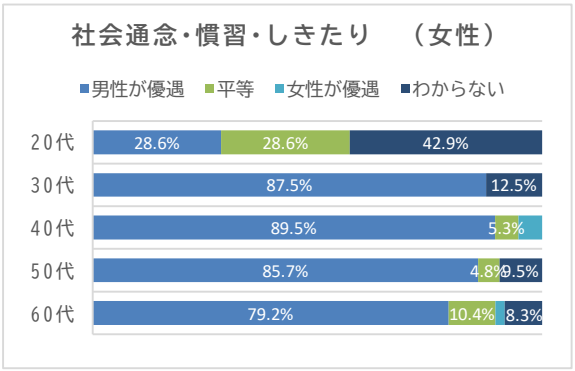

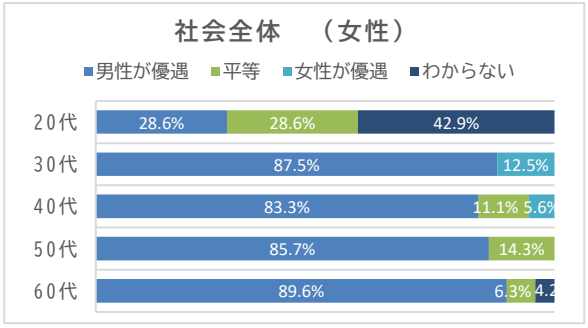

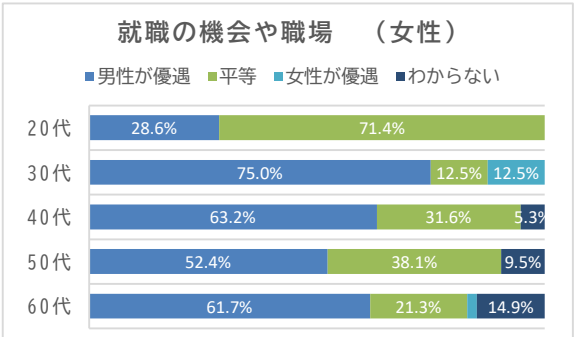

（男性の回答）

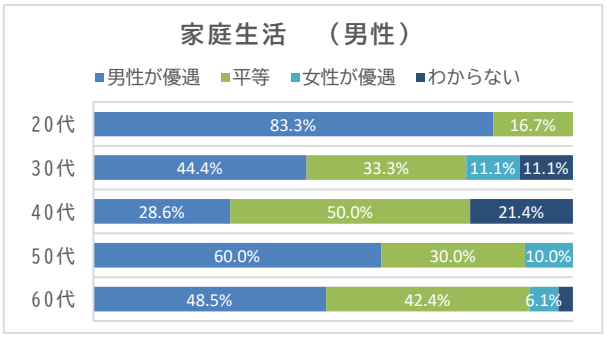

（女性の回答）

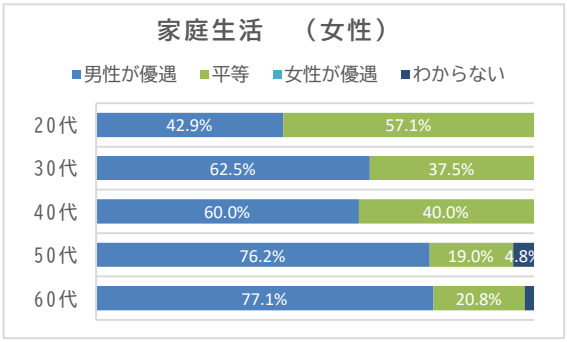

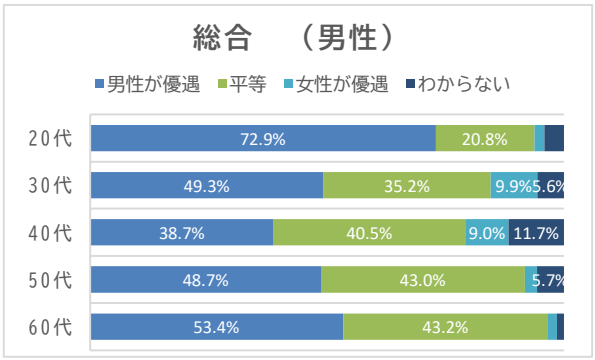

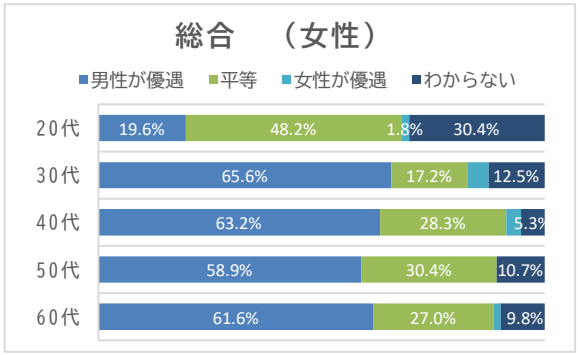

【施策の方針】

① 個人の尊厳と人権尊重

○ 教育・啓発を通じて人権に関する正しい理解の普及に努めます。
○ 様々な機会を通して、事業者や住民に対して広報・啓発を行います。
○ 人権に関する相談体制の充実を図ります。

② 安心して暮らせるまちづくり

○ 健康に生活するための正しい知識の普及に努めます。
○ 関係機関と連携し健康相談や健康講座の開催など、生涯を通して健康に暮らせる環境づくりに努めます。
○ 高齢者が安心して暮らせるための生活支援や住まいの確保、消費者被害や虐待問題などへの対応に努めます。
○ 定期検診による早期発見・早期治療を推進します。
○ ひとり親世帯・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

成　果　目　標（項目）	現況値 （令和 3 年度）	目標値 （令和 8 年度）
男女の地位が平等だと思う人の割合 （全分野平均）	33.8%	50.0%

2　男女共同参画への意識改革

主要施策　（2）男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

住民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識をあらわす「男は仕事、女は家庭」という考え方については、図 3 のとおり「賛成」「どちらかといえば賛成」が合わせて 12.3%、「どちらかといえば反対」「反対」が合わせて 80.6%という結果となりました。

男女共同参画の実現の妨げとなっている原因の 1 つに、人々の意識の中に根づいている性別に基づく固定的な役割分担意識の存在があると言われています。このような意識は時代と共に大きく変わってきましたが、未だ根強く残っていることから、職場・家庭・地域等での社会制度・慣行の見直しに努めていきます。

（図 3）「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどう思いますか。
（全体・単位：%）

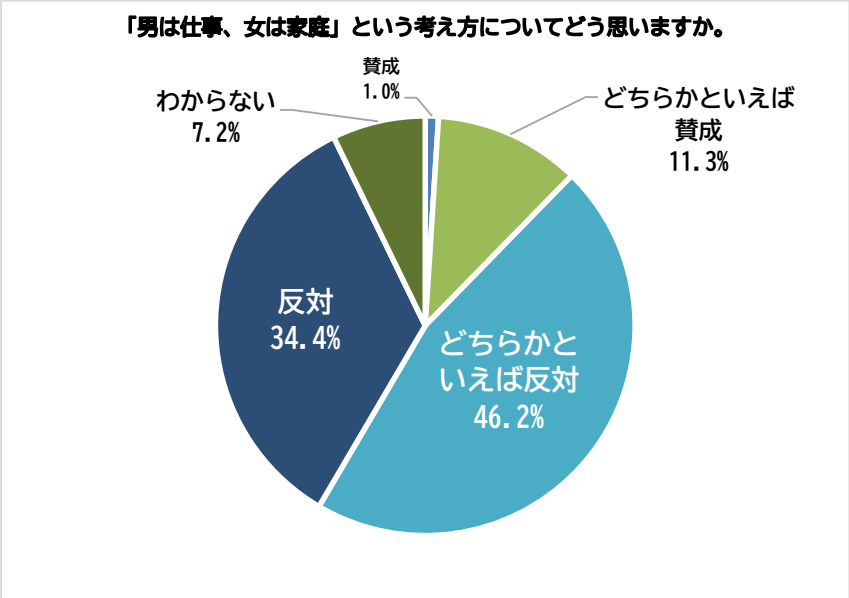

（%）

		20 代	30 代	40 代	50 代	60 代
賛成、どちらかといえば賛成	男性では	0.0	0.0	28.6	5.0	21.2
	女性では	14.3	12.5	5.0	9.5	8.3
反対、どちらかといえば反対	男性では	83.3	77.8	50.0	90.0	75.8
	女性では	85.7	62.5	90.0	90.5	85.4
わからない	男性では	16.7	22.2	21.4	5.0	3.0
	女性では	0.0	25.0	5.0	0.0	6.3

【施策の方針】

職場・家庭・地域等での慣行の見直し

○　固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行を見直す機会を提供します。

○　男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることが共感できるような情報発信に努めます。

○　固定的性別役割分担意識を解消するための広報、啓発活動を進めます。

主要施策　（3）男女共同参画意識の啓発

男女が性別にとらわれることなく、様々な活動にともに参画する社会のためには、家庭や職場・地域等に残っている性別による偏りや性差意識を解消し、お互いに認め合い、助け合うことが大切です。

住民意識調査で「男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくために、どのようなことを望みますか」という問いについて、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」11.8%、「ひとり親家庭、高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備」11.1%、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」10.3%、「育児や介護に関するサービスの充実」9.8%、「学校教育や社会教育の場で男女の人権を尊重する学習や講座の充実」8.6%という結果でした。

家族を大切にする気持ちや人を思いやる心は、幼少期から成人に達するまでの家庭や地域・学校生活の中で形成されることから、子どもの成長に応じて温かい心を育んでいけるよう、家庭での教育、学校での教育・学習の充実が重要です。

つるぎ町においても、男女共同参画についての情報の収集と提供を行い、男女がその個性と能力を生かしながら、自立と協働に向けた生き方ができるよう学校・家庭・地域における意識の啓発等を行い、住民の意識改革に努めていきます。

【施策の方針】

①　情報の収集と提供の充実

- ○　男女共同参画社会基本法や本計画、育児・介護休業法等各種法令制度についての情報の収集と提供を行います。
- ○　ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター）の相談事業の周知を図り、開催事業を通して、男女共同参画の理解を深めていきます。
- ○　ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター）の男女共同参画に関する各種情報を活用していきます。

②　学校・家庭等における男女共同参画教育の推進

- ○　広報つるぎなどを活用し、住民の男女共同参画への理解を深めていきます。
- ○　成長期の学校教育では、お互いの個性を尊重し、思いやりの心を育てる教育を実施します。
- ○　学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。
- ○　人権尊重の立場から性の尊重に関する理解を深めるための周知・啓発を図ります。
- ○　学校・家庭・地域などの分野での連携を図りながら、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。
- ○　思いやりや気配りのできる心や、個性を大切にした子育ての支援に努めます。

成　果　目　標（項目）	現況値 （令和 3 年度）	目標値 （令和 8 年度）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	85.6%	100.0%

3　政策・方針決定過程等への参画拡大

主要施策　（4）政策・方針決定過程への女性の参画の促進

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが求められています。すべての人にとって暮らしやすい社会をつくるためには、社会全体がそれにふさわしいものでなければなりません。

男女共同参画社会の実現のためには、これまで男性中心であった政策や方針を決定する場へ、女性が積極的に参画することが非常に重要であると言えます。つるぎ町議会議員をはじめ、各種委員会・審議会、町職員の管理職に占める女性の割合も低く、女性の参画は十分ではない状況にあります。また住民意識調査でも、学校などの行事への参加や地域活動等において、実際には女性が主に活動しているものの、その方針には男性が中心となって決定されている現状が窺えます。しかしながら、「各種委員会や審議会等への女性の参画の拡大」「職場における管理職への女性の積極的な登用や働きかけ」を望む女性の意見が小さいのが実情です。

このことから、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大と、各分野において男女双方の意見が反映されるよう、女性の参画の促進の重要性・必要性についての研修・啓発や人材育成を図りながら、女性の参画の促進に努めていきます。

【施策の方針】

①　審議会委員等への女性の参画の促進

○　審議会等への女性委員の参画拡大を図ります。

○　女性職員の職域の拡大を図るとともに、意欲と能力のある女性の「指導的地位」としての積極的な登用に努めます。

○　女性の参画が進むよう各種団体や民間企業に対して、情報提供や積極的な働きかけを行います。

②　女性の人材育成と研修の充実

○　女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行います。

○　地域おこし、まちづくり、観光分野等における女性の人材を支援します。

○　女性参画講座・セミナー等を積極的に活用しながら、リーダー人材を養成していきます。

成　果　目　標（項目）	現況値 （令和 3 年度）	目標値 （令和 8 年度）
審議会等委員に占める女性の割合	14.4%	30.0%

4　男女共同参画に向けた環境の整備

主要施策　（5）家庭・地域生活等と職業生活の両立

家庭・地域生活と職業生活との調和は、職場や地域社会の活性化、個人生活の充実につながります。住民意識調査において、仕事と家庭生活や地域活動の関係について質問したところ、図 4 のとおり男女ともに「両立」すべきだという意見が大多数を占めました。

その一方で、「仕事に専念」「あくまでも仕事優先」する方が良いのは『女性』と回答したのは 10.8%に対して、『男性』は 34.0%となりました。

「家庭生活や地域活動を優先」「家庭生活や地域活動に専念」するのが良いのは、『女性』と回答したのは 22.7%に対し、『男性』は 1.6%という結果となり、固定的な役割分担意識が未だ根強く残っていると言えます。

（図 4）仕事と家庭生活や地域活動の関係について、あなたはどのようにお考えですか。
（全体・単位：%）

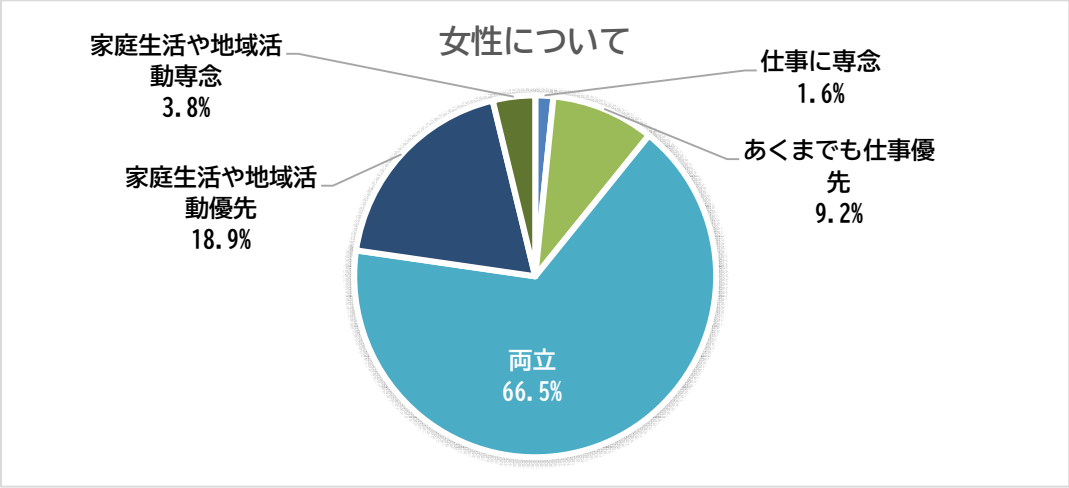

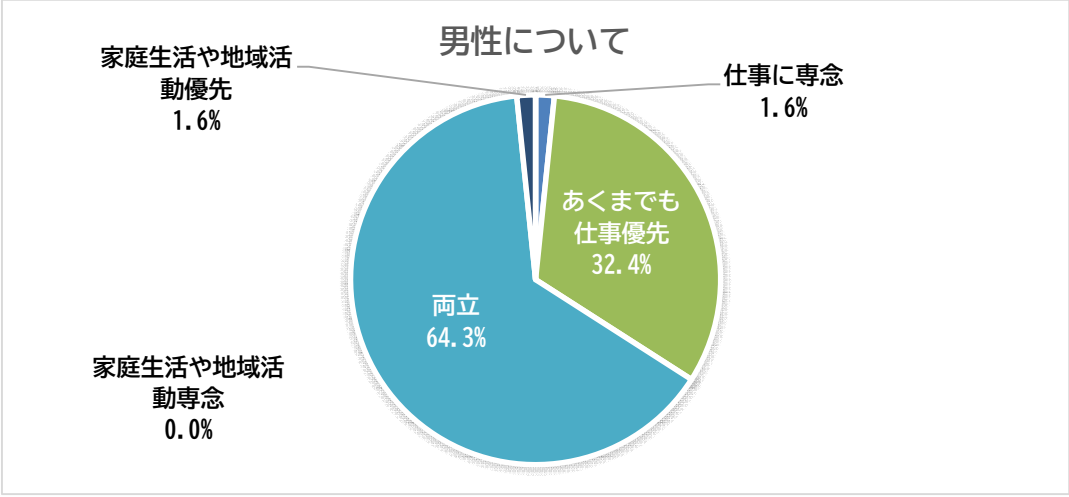

住民意識調査によると、家では「実際誰が担当していますか」「誰が担当するのが望ましいですか」という質問について、次のようになっています。特に家事や子育てにおいては、夫婦や家族が協力して行うのが望ましいが、実際は主に妻が担当しているという結果でした。

（図 5）家では「実際誰が担当していますか」、「誰が担当するのが望ましいですか」
（全体・単位：%）

① 収入を得ること

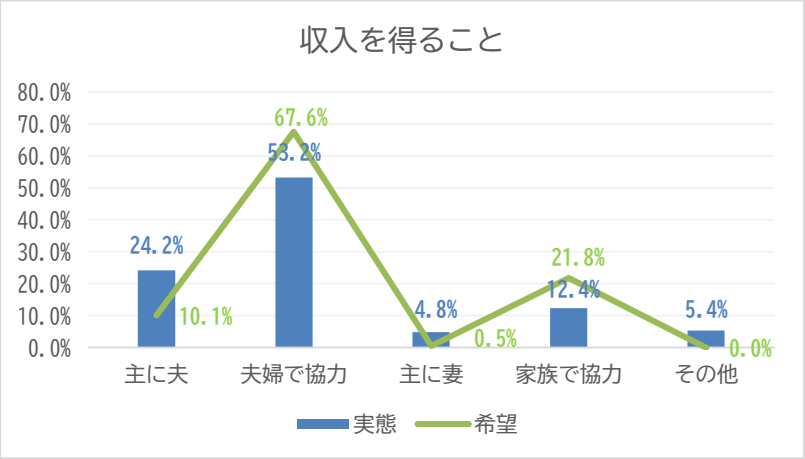

② 家事全般（炊事・掃除・洗濯など）

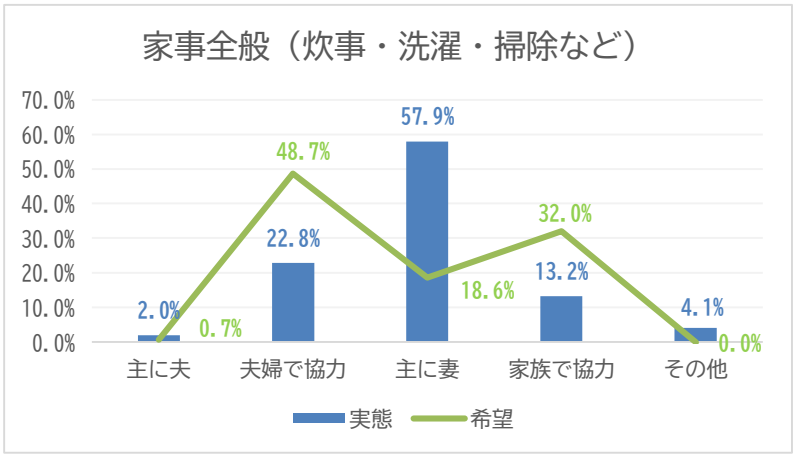

③子育て、学校行事などへの参加

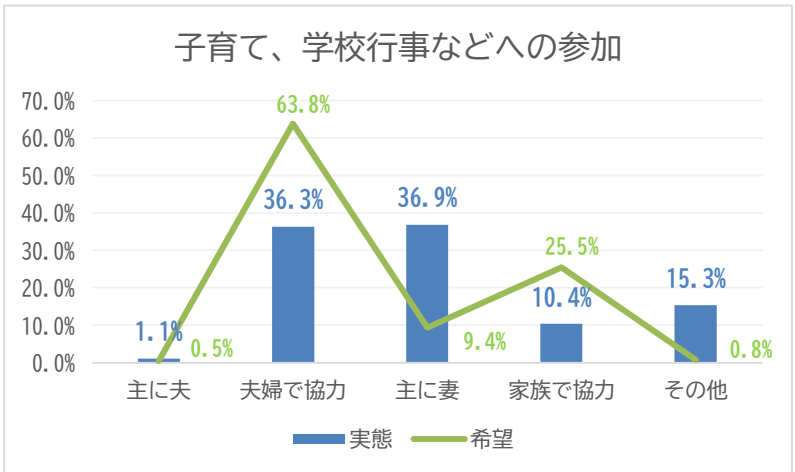

④近所とのつきあい、町内会等の活動参加

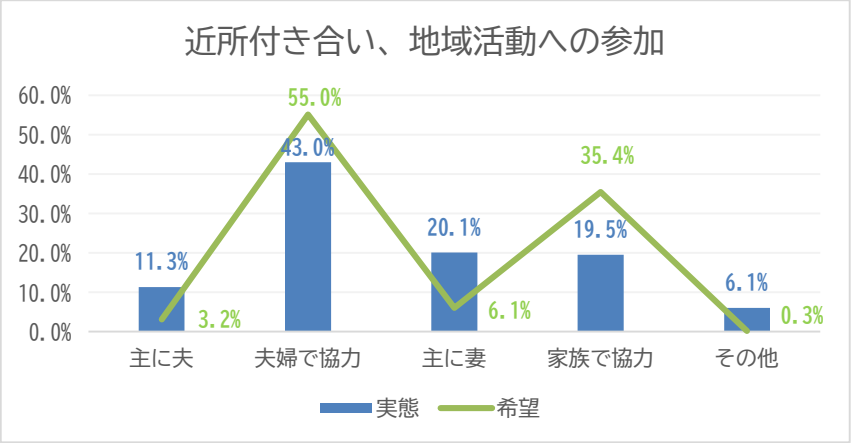

また、「女性が働く上で支障となっていることがあるとすればどのようなことだと思いますか」との問いに、「家事・育児・介護などの負担が大きい」30.9%、「男性と比べて賃金や労働条件が悪いこと」10.0%、「職場で育児休業制度などの労働条件が整っていない」10.0%という結果でした。

超高齢化社会の中、家庭・地域・職場で男女がともに参画し、地域活動を活性化させることで地域社会が豊かになります。男女ともに働き方の見直しを進めながら男女共同参画を進め、家庭生活と仕事の両立支援を推進し、男女が共に家庭・地域生活等と職業生活を両立することができるよう推進に努めていきます。

【施策の方針】

① 仕事と家庭を両立できる環境づくり

○ 男性の家事・育児・介護への参画、育児休業取得等の気運を高めていきます。
○ 仕事と家事・育児等の両立についての講座等を開催し、意識の改革と知識の習得に努めます。
○ 健康で豊かな生活を維持するため年次有給休暇の取得を促進します。
○ 子育てに関する情報の提供を図り、育児についての相談窓口の充実及び相互援助活動の支援を図ります。
○ 保育所や放課後児童クラブのサービスの向上を図ります。
○ ファミリー・サポート・センターの利用促進を図ります。

② 家庭生活・地域社会への男女共同参画の促進

○ 男女共同参画社会の形成は、男性と女性が家事・育児や地域活動、仕事への参画により、生活様式の選択の幅が広がることにつながるなど、互いの人生をより豊かなものにするものであることの広報・啓発に努めます。

成　果　目　標（項目）	現況値（令和元年度）	目標値（令和 8 年度）
男性町職員の育児休業取得率	0.0%	10.0%
男性町職員の配偶者出産休暇取得率	87.5%	80.0%
男性町職員の育児参加のための休暇取得率	25.0%	25.0%

主要施策 （6）就業の分野における男女共同参画

雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させることを目的とした「男女雇用機会均等法」が 1985（昭和 60 年）年施行となり、当初は採用・昇進等での男女の機会均等は事業主の努力義務とされていました。しかし 2007 年（平成 19 年）からは、性別を理由とする差別的取扱いの禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の拡大、セクシュアル・ハラスメント対策等が強化され、事業主の配慮義務から措置を義務づける「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。その後、2014 年（平成 26 年）には、間接差別となり得る措置の見直し、性別による差別事例の追加、セクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応徹底のためのセクハラ指針の見直し、コース等別雇用管理について指針の制定等が行われ施行されました。2017 年（平成 29 年）には、妊娠・出産等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）について防止措置義務が新設され、2020 年（令和元年）には職場におけるパワー・ハラスメント対策が事業主の義務となりました。

働く人が性別などにより差別されることなく、自己を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、将来にわたって経済社会の活力を維持していく上で、ますます重要な課題となっています。

住民意識調査の結果、『職場』では「平等になっている」55.8%、「男性のほうが非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」24.7%という結果でした。

働きたい人が性別・年齢にかかわらず、多様な人材が仕事に就け、その能力が発揮できることは大切なことです。このことから、職場や地域などの責任ある立場に女性が男性と等しく参画し、ともに誇りと喜びを持って働くとともに、「仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が可能となるよう尽力します。

また、農山村地域の活性化の創造に向けた女性の経営参画及び社会参画の促進等、農山村における男女共同参画の確立への総合的な施策等により、活力あふれるまちづくりとなるよう、展開していきます。

（用語解説）

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指しています。

【施策の方針】

① 雇用の分野における男女共同参画

○ 男女がその意欲・能力に応じて均等な待遇を受けられるよう、男女雇用機会均等法等の周知啓発を図ります。
○ 職場における管理職への女性の参画の促進にむけた情報提供を行います。
○ 男女共同参画に関する職場研修等の実施に努めます。
○ 男女共同参画の推進を通して地域の活性化を促進します。
○ 職場におけるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）は人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための意識改革を促進します。
○ 男女とも家庭生活や地域活動を十分に楽しむことができる「仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の確立に向けた取組を進めます。
○ 育児休暇の取りやすい職場環境づくりへの情報提供に努めます。

② 農山村における男女共同参画

○ 男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動を促進します。
○ 農業委員や関連団体等への女性登用や参画の促進に努めます。
○ 農林産物や地域資源を活かした加工・販売等の女性の取組を援助します。
○ 自主的で意欲的な女性組織の活動を支援します。
○ 農山村資源等を活用した総合的な男女共同参画機会を推進します。

成　果　目　標（項目）	現況値 （令和 3 年度）	目標値 （令和 8 年度）
イクボス研修の開催回数	0 回/年	1 回/年

主要施策　（7）国際化社会における体制づくり

国際交流は、今後ますます増加し活発化していくものと考えられます。また、国際結婚もすすんでいることから、外国人の方々は、言語の違いや文化・価値観の違い等から、地域で孤立的な環境にあることが予想されます。

私たち一人ひとりが国際社会の一員として、相互理解と交流に努めながら、共に環境、地域づくりなどの地域活動に、より参画できる環境づくりに努めていきます。

【施策の方針】

国際化に対応した地域づくり

○ 町内在住の外国人が暮らしやすく、人権が守られ、男女共同参画が実現されたまちづくりを目指します。
○ 在住外国人が安心して生活できるよう、相談ごとや支援体制等の充実に努めます。

5　男女平等を侵害する暴力の根絶

2001 年（平成 13 年）、配偶者からの暴力を防止し被害者の保護を図ることを目的とする「配偶者暴力防止法」が制定されました。2014 年（平成 26 年）の改正では、配偶者だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象となっています。

徳島県においては、2003 年（平成 15 年）に「とくしま男女共同参画実行プラン」を策定し、主要な推進方策として「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げ、2005 年（平成 17 年）に、徳島県の実情を踏まえた「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」が策定されました。さらに 2009 年（平成 21 年）には、保護命令制度の充実や、市町村の責務の拡大などを内容とする「配偶者暴力防止法の一部を改正する法律（平成 19 年制定）」に伴い、前述の「徳島県基本計画」の一部が改正されています。

主要施策　（8）人権尊重の視点に立った暴力を許さない社会の形成

男女共同参画社会の実現を阻んでいる原因に、配偶者や交際相手からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の人権を侵害する許しがたい行為があります。これらの人権侵害行為は、恐怖と不安を与えるだけでなく、自立や活動の妨げにもなります。

徳島県基本計画の本県実態によると、県内のこども女性相談センター（中央・南部・西部）における平成 30 年度の相談件数は 3,264 件で、そのうち DV 関連の相談件数割合は全体の 60%を超えています。また、徳島県西部こども女性相談センターや徳島県警察本部への相談件数も増加傾向にあります。

つるぎ町の住民意識調査では、DV を経験したことがあると回答した方は 7.7%で、その内「大声で怒鳴られる」等の精神的暴力（モラル・ハラスメント等）が 71.4%、身体的暴力が 28.6%でした。配偶者等からの暴力はめったに生じない特別なものではなく、私たちの身近で起こっている問題です。あらゆる暴力の根絶に向けて、関係機関との連携のもと、暴力を許さない社会の形成に向けた取組を徳島県基本計画に沿って進めていきます。

（用語解説）

セクシュアル・ハラスメント

人間関係において職場･職場外を問わず「他の者を不快にさせる性的な言動」を指します。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づくものをいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます。男性から女性に行われるものに限らず、女性から男性、男性から男性、女性から女性に対して行われるものも対象になります。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある（または、あった）者から振るわれる暴力のことで、身体的・精神的・性的暴力など様々な形があります。

被害者の多くは女性ですが、近年は男性に対する DV の事例もあります。DV は、被害者の心身に深刻な傷跡を残します。また暴力は犯罪であり、絶対にあってはならないものです。

【施策の方針】
暴力根絶への広報・啓発活動
○　DV 等の行為防止に向けて、より一層の広報・啓発を行います。
○　関係機関と相互に連携しながら、学校・家庭・地域に対する啓発に努めます。
○　暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、暴力の防止啓発に努めます。
○　県が作成した資料や県が実施する普及啓発を広く活用していきます。
○　様々な機会を通して、あらゆる暴力の根絶に向けての広報・啓発を行います。

主要施策　（9）相談体制と支援への整備

つるぎ町で DV を受けたことのある方のうち、「誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか」 の問いに「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」と答えた人が 27.8%という結果でした。

徳島県は配偶者暴力防止法に基づき「こども女性相談センター」を設置し、対面相談や電話相談に応じています。

市町村においては、市町村の適切な施設において、センターとしての機能を果たすよう努めるものと規定されていることなど、相談や機関紹介情報等の提供ができる窓口の設置が求められています。

したがって、配偶者等からの暴力に対する相談や通報を受けた場合、相談者のプライバシーの保護をはじめ、被害者の安心・安全に配慮しながらすばやく対応できるよう、体制の整備に努めていきます。

【施策の方針】
相談体制と支援づくり
○　被害者からの相談受付や、状況に応じて速やかに相談機関を紹介できるよう、窓口の充実に努めます。
○　人権擁護委員･民生委員などとの地域に根ざした連携を目指します。
○　こども女性相談センターの取組等を紹介し、被害者の安心・安全の周知に努めます。
○　被害者の状況に応じた支援ができるよう、体制づくりに努めます。

主要施策　（10）関係機関等との連携

配偶者等からの暴力には、身体的・精神的暴力の他に経済的・社会的暴力など、相談時に速やかに解決策を見出すことは難しい場合がほとんどであると予想されます。したがって、状況に応じた対応及び支援ができるよう、関係各課及び関係機関等との連携整備に努めていきます。

【施策の方針】
関係機関との連携づくり
○　各課等における情報の収集と情報交換に努めます。
○　被害者の申し出により、情報保護に努めます。
○　つるぎ町青少年育成センターとの連携の一層強化に努めます。
○　被害者が安心して相談できるよう、県関係機関等との連携の充実に努めます。

6　女性の活躍推進の取組

主要施策　（11）女性が活躍できる社会

少子高齢化･核家族化が加速する中で、経済において女性が果たす役割はますます大きなものとなってきます。女性による経済活動をさらに推進し、経済を発展させていくためには、男女が均等な機会の下で、なお一層活躍できる社会づくりが重要となります。男女がともに、育児や介護など家族としての責任を果たすことができる環境の整備が不可欠であり、家庭や地域生活と職業を両立できる環境づくりを着実に進めていくことが求められています。

【施策の方針】

女性が活躍できる社会づくり

- ○　女性の職業選択に役立つ情報の公開、起業支援等、女性活躍推進のための支援を行います。
- ○　働いている、または働こうとする女性及びその家族や関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、助言を行います。
- ○　自治体の機関、また一般企業へ働く女性のための、情報提供・啓発等を行います。
- ○　男女ともに働きやすく十分な力を発揮できるよう、職場におけるハラスメント（パワー・ハラスメント等）の防止や啓発に努めます。

7　推進体制の整備

主要施策　（12）推進体制の整備

住民意識調査によると、「男女がともに家事や子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためにはどのようなことが必要ですか」という問いに対し、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくす」、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりを改める」が最も多いという結果でした。

男女共同参画社会の実現は、広く住民の理解と参画なくしてはできません。また、家庭や各地域において、身近な男女共同参画から進めることが重要となります。したがって、本計画の施策に対する住民の意見を幅広く把握するとともに、影響を及ぼすと考えられる意見を適切に反映させるために、関係各課との協働体制と関係機関等との連携に努め、各施策を着実に推進していきます。

【施策の方針】

推進体制の整備

- ○　計画の進捗状況や各種情報の公開により、住民への情報の共有等に努めます。
- ○　住民の幅広い声を十分に反映できるよう努めます。
- ○　関係課をはじめ各課との連携を密にして、総合的な施策の推進に努めます。
- ○　国・県からの情報を、広報・啓発等に十分反映できるよう努めます。
- ○　社会情勢の変化に合わせた見直しを行いながら推進します。

参　　考

「つるぎ町男女共同参画基本計画」に関わる住民意識調査の概要

1　調査の目的

　男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「終の棲家を実感できるまち」の実現に向けて今後取り組むべき施策を明確にするため、住民アンケート調査を実施。

2　調査期日

　令和 3 年 12 月

3　調査対象

　令和 3 年 11 月 1 日現在 つるぎ町に住民票のある 20 歳以上 69 歳以下の男女
　500 人（男性：250 人、女性：250 人）
　（無作為抽出）

4　調査方法

　郵送による配布・回収

5　調査回収結果

　配布数：500 人
　回収数：196 人　（男性：82 人、女性：105 人、その他：2 人、不明：7 人）
　回収率：39.2%　（男性：32.8%、女性：42.0%）

○男女共同参画社会基本法

（平成十一年六月二十三日）
（法律第七十八号）
改正　平成一一年七月一六日法律第一〇二号
同一一年一二月二二日同第一六〇号

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立

でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
（平一一法一六〇・一部改正）
（都道府県男女共同参画計画等）
第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
第三章　男女共同参画会議
（平一一法一〇二・全改）
（設置）
第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。
（平一一法一〇二・全改）
（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
（平一一法一〇二・全改）
（組織）
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。
（平一一法一〇二・全改）
（議長）
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2　議長は、会務を総理する。
（平一一法一〇二・全改）
（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。
（平一一法一〇二・全改）
（議員の任期）
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
（平一一法一〇二・全改）
（資料提出の要求等）
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（平一一法一〇二・全改）
（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。
（平一一法一〇二・全改）
附　則　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

～～　以　下　省　略　～～

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年四月十三日）
（法律第三十一号）
改正　平成一六年六月二日法律第六四号
同一九年七月一一日同第一一三号
同二五年七月三日同第七二号
同二六年四月二三日同第二八号
令和元年六月二六日同第四六号

前文
第一章　総則(第一条・第二条)
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
第二章　配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)
第三章　被害者の保護(第六条―第九条の二)
第四章　保護命令(第十条―第二十二条)
第五章　雑則(第二十三条―第二十八条)
第五章の二　補則(第二十八条の二)
第六章　罰則(第二十九条・第三十条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

(国及び地方公共団体の責務)
第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。
(平一六法六四・一部改正)
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)
(基本方針)
第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)
(都道府県基本計画等)
第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3　市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)
第二章　配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)
第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相

談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正）
(婦人相談員による相談等)
第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
第三章　被害者の保護
(配偶者からの暴力の発見者による通報等)
第六条　配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3　刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（平一六法六四・一部改正）
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（平一六法六四・一部改正）
(警察官による被害の防止)
第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めな

ければならない。
（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
（平一六法六四・追加）
（福祉事務所による自立支援）
第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）
（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
（平一六法六四・令元法四六・一部改正）
（苦情の適切かつ迅速な処理）
第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。
（平一六法六四・追加）
第四章　保護命令
（保護命令）
第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害

者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において

同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力

相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（保護命令の申立てについての決定等）
第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
5　保護命令は、執行力を有しない。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（即時抗告）
第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（保護命令の取消し）
第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による

命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正）

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（平一六法六四・一部改正）

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問

わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
（平一六法六四・一部改正）
（教育及び啓発）
第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
（平一六法六四・一部改正）
（調査研究の推進等）
第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
（民間の団体に対する援助）
第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
（都道府県及び市の支弁）
第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
2　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
（平一六法六四・一部改正）
（国の負担及び補助）
第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市が前条第二項の規定により支弁した費用
第五章の二　補則
（平二五法七二・追加）
（この法律の準用）
第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章　罰則

第二十九条　保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条　第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附　則　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

～～　以　下　省　略　～～

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年九月四日）
（法律第六十四号）
改正　平成二九年三月三一日法律第一四号
令和元年六月五日同第二四号

附則
第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。
（基本原則）
第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）
第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
（事業主の責務）
第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等
(基本方針)
第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
2　市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針
第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(令元法二四・一部改正)
第二節　一般事業主行動計画等
(令元法二四・改称)
(一般事業主行動計画の策定等)
第八条　国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条　前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
（基準に適合する認定一般事業主の認定）
第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる
（令元法二四・追加）
（特例認定一般事業主の特例等）
第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
（令元法二四・追加）
（特例認定一般事業主の表示等）
第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
（令元法二四・追加）
（特例認定一般事業主の認定の取消し）
第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
（令元法二四・追加）
(委託募集の特例等)
第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚

生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正）

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目

標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
（令元法二四・旧第十五条繰下）
第四節　女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
2　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前号各項に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
（令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正）
（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
（令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
（職業指導等の措置等）
第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まっ

て、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第十八条繰下）

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第十九条繰下）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正）

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十一条繰下）

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十二条繰下）

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者
4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正）
（秘密保持義務）
第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（令元法二四・旧第二十四条繰下）
（協議会の定める事項）
第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
（令元法二四・旧第二十五条繰下）
第五章　雑則
（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
（令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正）
（公表）
第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたものがこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
（令元法二四・追加）
（権限の委任）
第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
（令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正）
（政令への委任）
第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
（令元法二四・旧第二十八条繰下）
第六章　罰則
第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
（令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正）
第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
（令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正）

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
（令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正）
第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正）
第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
（令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正）
第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。
（令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正）
附　則　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
（この法律の失効）
第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
2　第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
（政令への委任）
第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

～～　以　下　省　略　～～

○徳島県男女共同参画推進条例

（平成十四年三月二十九日）
（徳島県条例第十二号）

前文
第一章　総則(第一条―第七条)
第二章　男女共同参画の推進に関する基本的施策(第八条―第十八条)
第三章　徳島県男女共同参画会議(第十九条―第二十五条)
附則

男女が性別にかかわりなく、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていく社会を実現することは、私たち徳島県民の願いである。

これまで、国際社会や国内の動向を踏まえて様々な取組が進められてきたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残っている。

徳島県では、仕事を持つ女性の比率が全国平均と比べて高く、経済分野での女性の進出は進んでおり、これからの徳島県づくりは、少子高齢化等の社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女が社会や職場で活躍しやすい環境を作り出すことを重要な課題として位置付けながら、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

ここに、私たちは、協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある二十一世紀の徳島県を築くため、この条例を制定する。

第一章　総則

(目的)
第一条　この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

(定義)
第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)
第三条　男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
2　男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
3　男女共同参画は、男女が、社会における対等な構成員として、県における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4　男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
5　男女共同参画は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、推進されなければならない。
6　男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2　県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、国及び市町村と協働して取り組むように努めるものとする。

（県民の責務）

第五条　県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第七条　何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
2　何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。
3　何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者並びに生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手及び当該関係にある相手であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

（平二五条例五五・一部改正）

第二章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第八条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
4　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かなければならない。
5　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第九条　県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
（県民及び事業者の理解を深めるための措置）
第十条　県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。
（男女共同参画の推進のための教育等）
第十一条　県は、男女共同参画の推進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。
（調査研究）
第十二条　県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
（施策の推進状況の公表）
第十三条　知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。
（推進体制の整備等）
第十四条　県は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。
2　県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。
（県民等との協働等）
第十五条　県は、男女共同参画の推進に関し、県民及び事業者と協働するように努めるとともに、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（市町村との協働等）
第十六条　県は、男女共同参画の推進に関し、市町村と協働するように努めるとともに、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（施策に関する申出の処理）
第十七条　知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。
2　知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。
3　知事は、第一項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。
（相談の申出の処理）
第十八条　知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。
第三章　徳島県男女共同参画会議
（設置）
第十九条　知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。
2　参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。
（組織）
第二十条　参画会議は、委員二十人以内で組織する。
2　参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

（会長及び副会長）
第二十一条　参画会議に、会長一人及び副会長一人を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3　会長は、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（委員及び専門委員）
第二十二条　委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
2　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　委員は、再任されることができる。
5　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
（会議）
第二十三条　参画会議の会議は、会長が招集する。
2　参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（部会）
第二十四条　参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
（雑則）
第二十五条　この章に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。
附　則
1　この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
2　この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条の規定により策定された基本計画とみなす。
附　則（平成二五年条例第五五号）
この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

第３次つるぎ町男女共同参画基本計画

編集・発行　つるぎ町
〒779-4195
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦１番地３
TEL ： 0883-62-3111　FAX ： 0883-62-4944